

秋田県がん診療連携協議会要項

(設置および目的)

第1条 平成18年2月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(健発第0201004号)に基づき、秋田大学医学部附属病院(以下「秋大病院」という。)に秋田県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を置き、秋田県内がん診療連携体制の強化を図るとともに、秋田県におけるがん医療の均てん化を推進する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に係る情報交換に関すること。
- 二 秋田県内の院内がん登録データの分析、評価及び秋田県地域がん登録事業との調整等に関すること。
- 三 秋田県における医療スタッフの教育研修及び診療支援に関すること。
- 四 がん診療連携拠点病院における相談支援センターの業務に関すること。
- 五 その他秋田県のがん対策推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 秋大病院長
 - 二 別表1から別表4に掲げる病院の病院長
 - 三 秋田県医師会長
 - 四 秋田県健康福祉部長
 - 五 秋大病院腫瘍情報センター長及び副センター長
 - 六 秋大病院医療情報部長
 - 七 第2号及び第3号に掲げる病院の職員のうちから各病院長が指名する者若干名
 - 八 秋田県医師会員のうちから医師会長が指名する者若干名
 - 九 秋田県の職員のうちから健康福祉部長が指名する者若干名
 - 十 その他秋大病院病院長が必要と認めた者若干名
- 2 前項第8号から第10号までの委員は、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1項第1号の委員をもつて充てる。

2 副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

2 委員は、やむを得ない理由により協議会に出席することができない場合は、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置く。

一 評価・改善部会

二 がん登録部会

三 緩和ケア・教育研修部会

四 がん地域連携クリティカルパス部会

五 がん患者相談部会

六 臨床試験部会

七 医科歯科連携部会

八 化学療法・放射線療法部会

2 部会の部会長は会長が指名する。

3 部会のメンバーは、会長に指名された協議会委員が推薦する者によって構成する。

4 部会は部会長が必要に応じ招集する。

5 その他必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、秋田大学大学院医学系研究科・医学部医事課で処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成19年 7月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年 3月 9日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年11月 2日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年 3月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年 6月 3日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年 7月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年 9月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年 7月25日から施行する。ただし、第7条第一号評価・改善部会については平成28年5月16日より適用する。

別表1(第3条第1項第2号関係)

秋田県の地域がん診療連携拠点病院	大館市立総合病院
	秋田厚生医療センター
	秋田赤十字病院
	大曲厚生医療センター
	平鹿総合病院

別表2(第3条第1項第2号関係)

秋田県の地域がん診療病院	能代厚生医療センター
	由利組合総合病院
	雄勝中央病院

別表3(第3条第1項第2号関係)

秋田県がん診療連携推進病院	市立秋田総合病院
	中通総合病院

別表4(第3条第1項第2号関係)

その他、協議会が必要と認める病院	北秋田市民病院
------------------	---------